

## VI 酪農・畜産

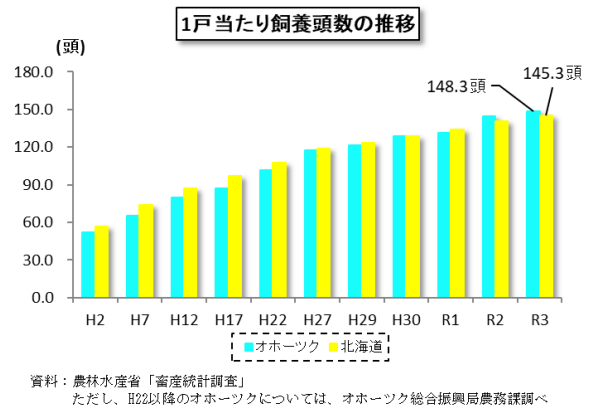
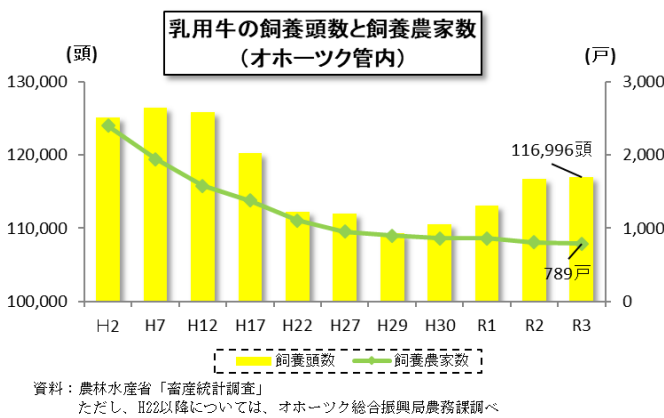
### 1 酪農

#### (1) 乳用牛

令和3年の管内の飼育戸数は789戸となり年々減少していますが、飼養頭数は11万6,996頭と近年増加しているため、1戸当たりの飼養頭数は年々増加し、規模拡大が進んでいます。

規模拡大に伴う労働過重や担い手の減少等の課題に対応するため、搾乳ロボットなどの省力化機械の導入、酪農ヘルパーやコントラクター、TMRセンター、哺育・育成センター等の営農支援システムの整備を進めるなど、ゆとりある酪農経営を実現する取組がすすめられています。

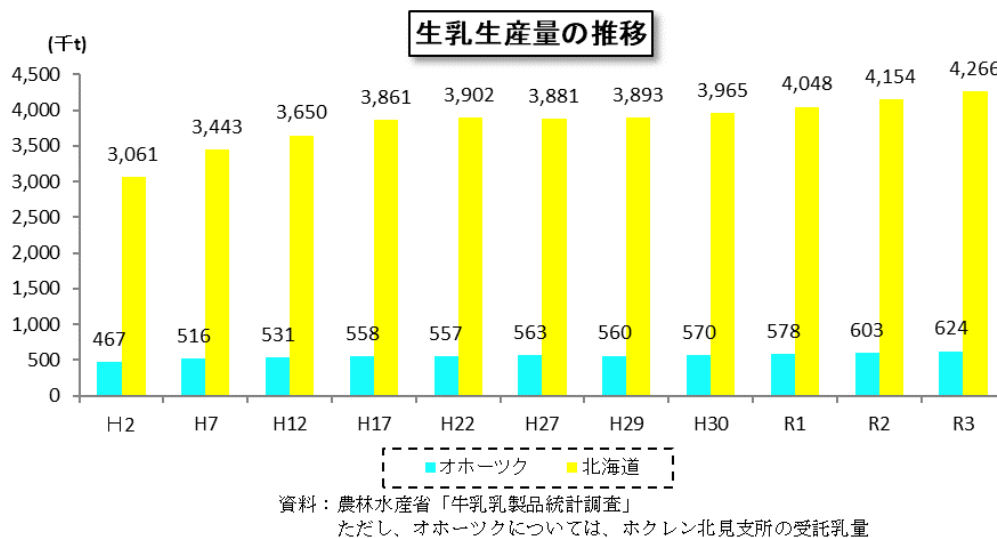
特に、近年、搾乳ロボットは省力化の面から導入が進んでおり、管内では令和3年2月現在77戸（道農政部調べ）で利用されています。



#### (2) 生乳

令和3年の管内の生乳生産量は、全道の14.6%を占める62万3,648tとなり、前年対比では103.4%となりました。

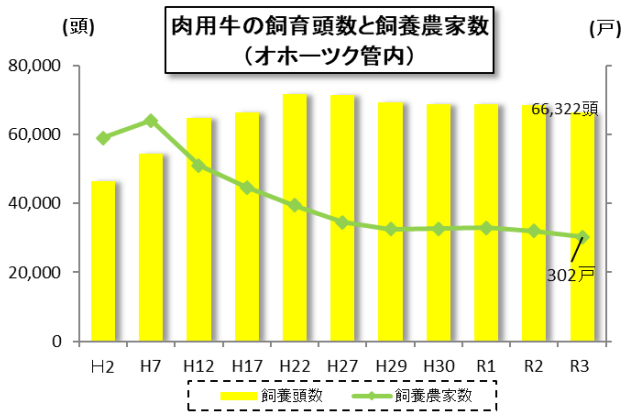
安全・安心な生乳を提供するため、生産者や農協、乳業メーカー等の関係者により、良質乳の生産に積極的に取り組んでおり、体細胞数や生菌数は低い水準を維持しています。



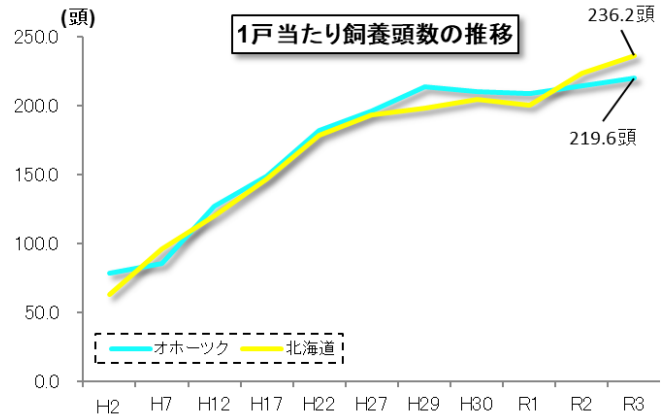
## 2 肉用牛

令和3年の管内の飼育戸数は302戸、飼養頭数は6万6,322頭と近年横ばいに推移しています。

飼養されている肉用牛の約7割が乳用種（ホルスタイン種、交雑種（黒毛和種×ホルスタイン種））であり、肉専用種の大半は黒毛和種となっています。



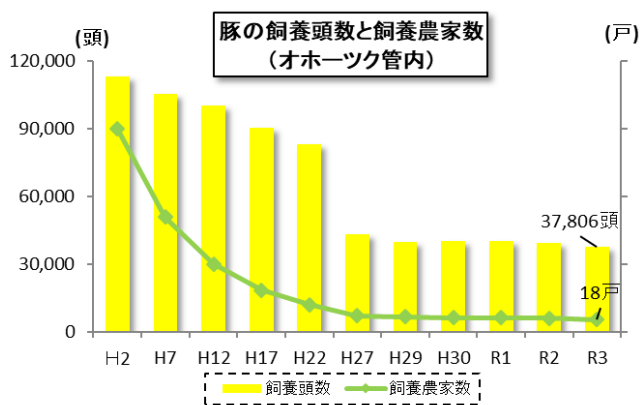
資料：農林水産省「畜産統計調査」  
ただし、H22以降については、オホーツク総合振興局農務課調べ



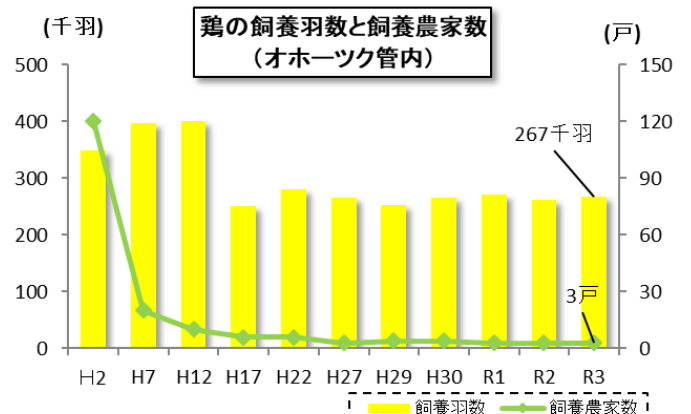
## 3 中小家畜

令和3年の管内の養豚農家戸数は18戸となり昨年より減少し、飼養頭数は3万7,806頭と昨年と比較して減少しています。

令和3年の管内の養鶏（採卵鶏）農家戸数は、3戸、飼養羽数が26.7万羽となっており、近年は戸数・羽数それぞれ横ばいで推移しています。



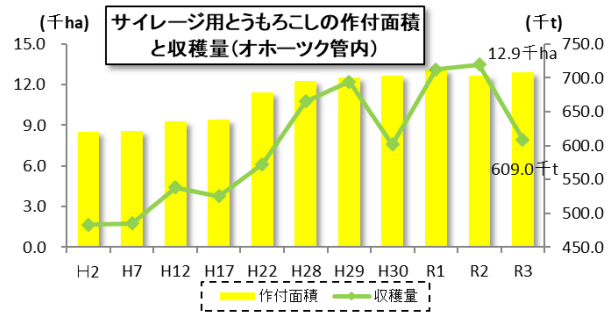
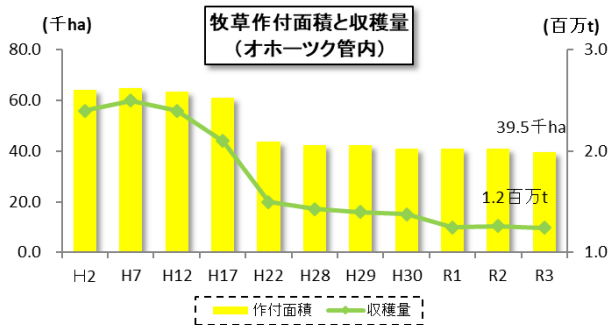
資料：農林水産省「畜産統計調査」  
ただし、H22以降については、オホーツク総合振興局農務課調べ



資料：農林水産省「畜産統計調査」  
ただし、H22以降については、網走家畜保健衛生所調べ  
注) H7は成鶏めす羽数300羽未満の飼養者、  
H12以降は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く

## 4 飼料作物

令和3年の管内の牧草作付面積は3万9,525haで、収穫量は124万1,658tとなっています。また、サイレージ用とうもろこし作付面積は1万2,894haで、収穫量は609,000tとなっています。



管内の恵まれた土地基盤を最大限に活かして、自給飼料基盤に立脚した畜産経営を確立するため、優良な牧草品種の普及や草地の植生改善、サイレージ用とうもろこしの作付拡大、家畜排せつ物の適切な草地還元などが進められています。

また、令和3年度の管内の草地更新・整備面積は、2,058haとなっており、草地更新率は5.2%となっています。

オホーツク管内		元年度	2年度	3年度
草地作付面積 (ha)	A	40,985	41,004	39,525
草地更新・草地整備面積 (ha)	B	2,285	2,206	2,058
	自力更新面積 (ha)	1,123	1,346	1,284
	整備改良面積 (ha)	1,162	860	774
	公社営事業 ※1	343	384	575
	道営事業 ※2	819	476	199
更新率 (%)	B/A	5.6	5.4	5.2

※1 道営事業：草地畜産基盤整備事業（草地整備型）

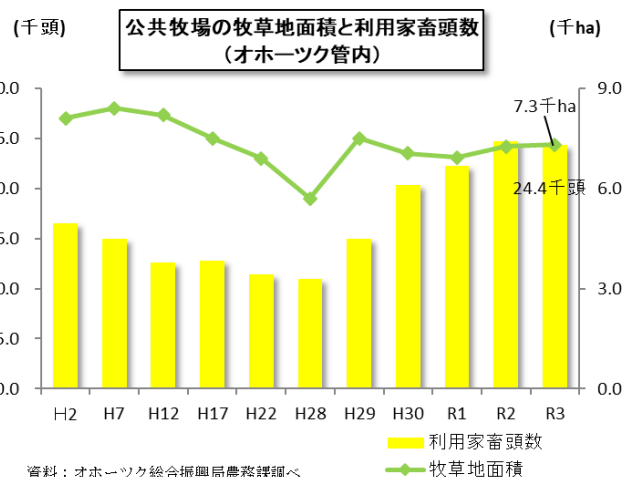
※2 公社営事業：草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）

資料：オホーツク総合振興局農務課及び整備課調べ

## 5 公共牧場

公共牧場は、生産コストの低減やゆとりある労働形態の確立を図るためにも、粗飼料供給基地としての役割のほか、哺育育成牛や乾乳牛の預託といった地域営農支援システムの1つとしての機能発揮が期待されています。

管内の公共牧場は、17市町村に44牧場が設置されており、近年、冬期舎飼や哺育・育成部門への参入など、地域のニーズを踏まえた機能強化や広域利用を推進する動きが増えています。



資料：オホーツク総合振興局農務課調べ

## VII 食の安全・安心、付加価値向上

### 1 GAP（農業生産工程管理）

#### （1）オホーツク管内におけるGAPの認証状況

GAPとは、農業生産活動の持続性を確保する上で必要な食品安全・環境保全・労働安全などの事項について、実施・記録・点検・評価（PDCAサイクル）により、各工程の管理・改善を行う取組です。GAPを農業者や産地が取り入れることで、農業経営の改善や効率化のほか、事故の防止、販売先等からの信頼の確保、持続可能性の確保などの効果が期待されています。

また、第三者機関の審査によりGAPが正しく導入されたことを確認する、第三者認証GAPの取得も進んでいます。第三者認証GAPには、JGAP/ASIAGAPやGLOBALG.A.P. などがあり、各農場や産地のGAPの取組を対外的にも説明することが可能となります。また、一部流通での取得を取引の条件とする動きが見られます。オホーツク管内では、55農場（延べ数、令和4年1月末現在）が第三者認証GAPを取得しています。



#### （2）GAP推進に向けた活動内容

オホーツク管内では、GAPの普及や認証取得を効果的に進めるため、関係機関の連携や情報共有を目的として、「オホーツクGAP導入推進会議」を平成29年に設立しました。

「オホーツク地域GAP導入推進会議」では、令和4年度に、生産者等へGAPを指導する指導員の育成を目的とした「JGAP指導員フォローアップ研修会」のほか、事例紹介や意見交換などを通じて畜産分野でのGAPの取組推進を目的とした「畜産GAP研修会～働きやすい農場づくりについて考える～」、農作業安全などGAPの適合基準となっている内容の取組推進を図るため「農作業安全・労務管理・応急救護研修会」、GAPを実践している農場の取組事例を共有し、GAPの効果について理解を深めることを目的とした「GAP実践に向けた情報交換会」を開催しました。

令和4年7月	「JGAP指導員フォローアップ研修会」の開催
令和4年12月	「農作業安全・労務管理・応急救護研修会」の開催
令和4年12月	「畜産GAP研修会～働きやすい農場づくりについて考える～」の開催
令和5年1月	「GAP実践に向けた情報交換会」の開催

## 2 農畜産物等の輸出推進

北見産たまねぎの販路拡大とブランド化を目的として、平成 28 年 11 月、北見市の官民 6 団体により「北見産農産物輸出促進協議会」が設立され、これまで継続して極東ロシアへの輸出拡大に取り組んできた（現在は、ウクライナ情勢により輸出中断）。

また、たまねぎについては、管内のその他の地域においても、アジア地域等への輸出に取り組み始めているほか、JA ところではピンクにんにく、JA オホーツク網走では長芋の輸出に取り組んでいます。

## 3 食育活動の推進

オホーツク管内では、オホーツクらしい「食育」を総合的に推進し、食育に関する取組をより効果的・効率的に実施するため、平成 25 年 11 月に「オホーツク食育推進ネットワーク」を設置しており、ネットワーク会議を通じて、食育推進に取り組む市町村及び関係機関が、それぞれの取組について情報交換を行うことにより、連携の強化を図っています。

令和 4 年度は、ネットワーク会議の開催のほか、食育に関するセミナーや食育パネル展などを実施しました。

## 4 農村ツーリズムの推進

道では、平成 29 年度より、これまでの農家が主体となった教育旅行(修学旅行等)などのグリーン・ツーリズムに加え、地域の食や観光資源を活かし、農業者だけでなく地域ぐるみで受け入れる新たなグリーン・ツーリズム「農村ツーリズム」を推進しています。

オホーツク管内においては、農村ツーリズムの広域的な連携を進めていくため、令和 2 年 3 月に「オホーツク農村ツーリズム連携会議」を設立し、セミナーの開催、体験型コンテンツの開発、異業種間連携による受入体制構築などの取組を進めています。

## 5 6次産業化

6次産業化は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進によって、新たな付加価値を生み出す取組で、農林水産物等を活用した新商品の開発や新たな販路の開拓などを通じて、所得の向上や雇用の確保など、地域経済の活性化に資するものです。

オホーツク総合振興局では、オホーツク地域における6次産業化の推進を図るため「オホーツク地域6次産業化推進検討会」を設置しており、令和4年度は、高付加価値化研修会として、12月及び1月に「直売所の作り方講座」を開催しました。

### ■管内における六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者一覧

※国では、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」に基づき、6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業計画「総合化事業計画」を認定。

認定事業者名	認定年月	市町村
有限会社澤田農場	平成23年 5月	清里町
サロマ牛肥育センター有限会社	平成23年 5月	佐呂間町
株式会社ファームハウスびほろ	平成23年 5月	美幌町
内海 将仁	平成23年10月	北見市
株式会社大地のMEGUMI	平成23年10月	大空町
中野 克巳	平成23年10月	北見市
株式会社ローズファームきたみ	平成23年12月	北見市
有限会社富田ファーム	平成24年 2月	興部町
株式会社知床エゾシカファーム	平成24年 5月	斜里町
株式会社イソップアグリシステム	平成24年 5月	北見市
ノースプレインファーム株式会社	平成24年 5月	興部町
株式会社清流農園	平成24年10月	美幌町
株式会社大雪を囲む会	平成24年10月	美幌町
株式会社フジイシ	平成25年 2月	網走市
美幌町農業協同組合	平成25年10月	美幌町
有限会社三雄産業	平成25年10月	美幌町
田村 英士	平成26年 2月	斜里町
瀬野 雅人	平成29年11月	北見市
株式会社未来ファーム	平成30年11月	北見市
有限会社中谷牧場	平成30年12月	湧別町

資料：北海道農政事務所調べ

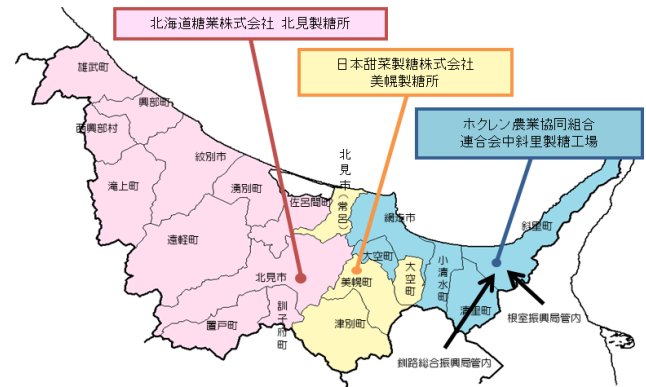
# Ⅷ 加工

## 1 てん菜製糖

管内には3社の製糖工場があり、オホーツク管内のほか釧路管内及び根室管内で生産されたてん菜を原料として、収穫が始まる10月中旬から翌年3月にかけて製糖を行っています。

令和3年産は約161万トンの原料を処理し、全道の産糖量の約40%を占める26万トンの砂糖をオホーツク管内の製糖工場で生産しています。

てん菜製糖工場の位置と集荷区域

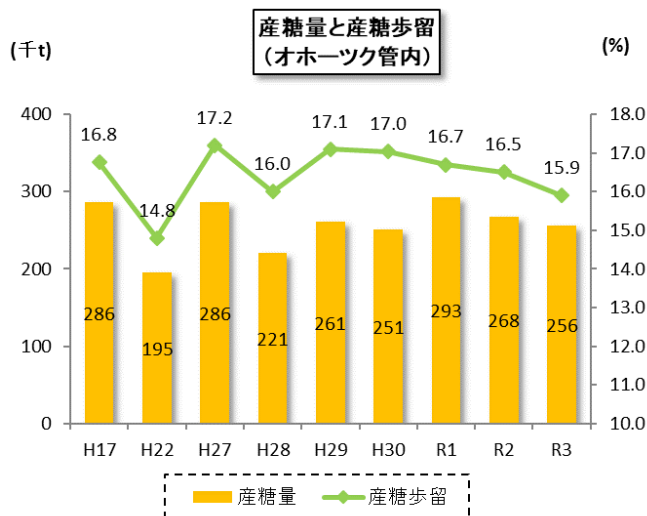


注) 矢印は管外からの原料供給先を示す

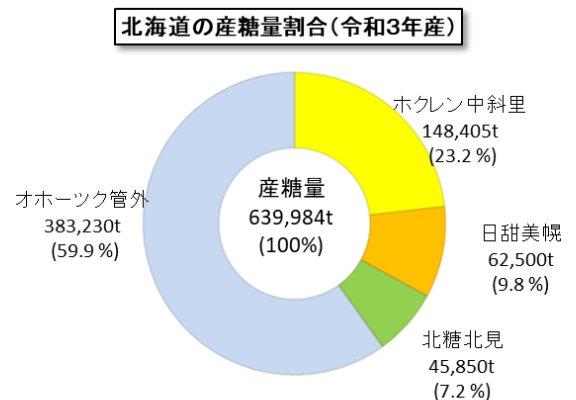
砂糖生産実績（令和3年産）

糖業者名 (工場名)	てん菜 生産量 (t)	砂糖生産量 (うち原料糖)		平均 糖分 (%)	截断 期間 (月日)	截断 延べ 日数	製糖 期間 (月日)	製糖 延べ 日数
		(t)	歩留 (%)					
日本甜菜製糖㈱ (美幌製糖所)	397,396.34	62,500.00 (49,999.98)	15.73	15.9	10月10日 2月6日	120	10月10日 2月6日	120
ホクレン農協連 (中斜里製糖工場)	933,241.18	148,404.77 (67,509.54)	15.90	16.1	10月10日 3月17日	159	10月10日 3月30日	172
北海道糖業㈱ (北見製糖所)	282,340.44	45,850.01 (3,106.65)	16.24	16.3	10月14日 2月4日	114	10月14日 2月6日	116
局計	1,612,977.96	256,754.78 (120,616.17)	15.92	16.1	-	-	-	-
全道計	4,060,848.91	639,984.94 (253,747.23)	15.76	16.2	-	-	-	-

資料：北海道農政部生産振興局農産振興課調べ、平均糖分はオホーツク総合振興局産業振興部農務課調べ  
注：ホクレン農協連中斜里製糖工場については、釧路管内(弟子屈町)・根室管内(中標津町)分を含む。



資料：北海道農政部生産振興局農産振興課調べ



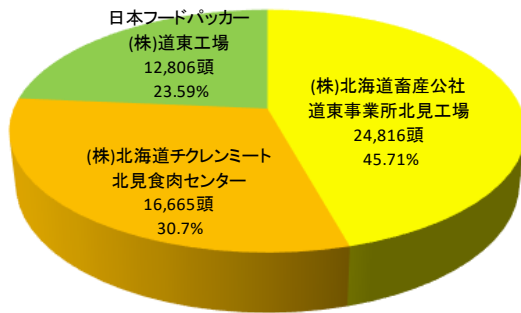
資料：北海道農政部生産振興局農産振興課調べ

## 2 食肉（牛、豚）

管内にはと畜場が、(株)北海道チクレンミート北見食肉センター(北見市)、日本フードパッカー(株)道東工場(網走市)、(株)北海道畜産公社北見工場(大空町)の3箇所あります。

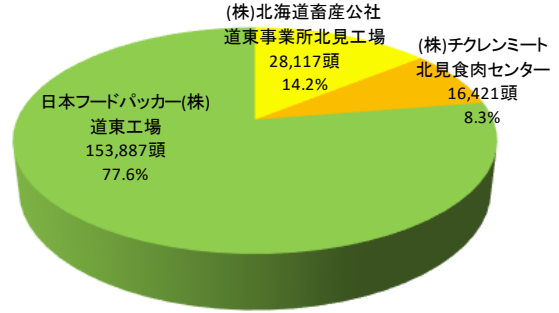
令和3年度の年間と畜頭数は、牛が5.4万頭、豚が19.8万頭となっており、それぞれ全道のと畜頭数の約2割程度を占めています。

と畜場別 牛(乳用、肉用)のと畜頭数(令和3年度)



資料：オホーツク総合振興局北見地域保健室食肉検査課及び東藻琴食肉衛生検査所調べ

と畜場別 豚のと畜頭数(令和3年度)



資料：オホーツク総合振興局北見地域保健室食肉検査課及び東藻琴食肉衛生検査所調べ

## 3 乳製品

管内には乳業工場が、大手3工場、中小26工場、学校等2校、計31工場あります。

製造品目別では、飲用牛乳が12工場、ナチュラルチーズが12工場、アイスクリームが17工場となっており、その他バター、粉乳、生クリーム等の製造が行われています。管内で生産された生乳のほとんどが、雪印、森永、よつ葉の大手乳業工場(3工場)で、バター、粉乳、れん乳、脱脂濃縮乳等の加工用として処理されているほか、中小規模の酪農事業施設において、飲用乳、チーズ、アイスクリーム等の地域特産品が製造されています。

施設名	設置場所	製造品目				
		飲用乳	チーズ	アイス・ソフト	その他乳製品	
雪印メグミルク(株)興部工場	興部町字興部				れん乳、クリーム、脱脂濃縮乳、濃縮乳	
よつ葉乳業㈱北見工場	紋別市渚滑町				脱脂粉乳、バター、クリーム	
森永乳業㈱佐呂間工場	佐呂間町字西富				脱脂粉乳、バター、クリーム、脱脂濃縮乳	
(合)西原牧場/ルテックファーム酪農工場	遠軽町生田原	○		○		
(有)トゥリリアム・オカダ・ファーム	遠軽町東白滝	○		○		
JA北オホーツクアイスクリーム製造施設	興部町字興部			○		
JAきたみらい置戸支所農畜産物加工施設	置戸町字置戸			○	牛乳豆腐	
えんゆう農協畜産加工センター	湧別町上湧別			○		
(株)オホーツクファーム喜多牧場	紋別市上渚滑町	○	○	○		
(株)楠目牧場 ミルクプラント	網走市潮見	○				
株式会社 リスの森	網走市字呼人			○	ジェラート	
(株)月のチーズ	滝上町札久留		○			
クレードル食品㈱美幌工場	美幌町字稲美				ロケット、クラタン	
サンマルコ食品(株)津別工場	津別町字活波				ロケット、クラタン	
太陽牧場 ミルク工房	紋別市上渚滑町			○	ミルクシヤム	
チーズ工房アドナイ	興部町字興部		○	○	ヨーグルト	
ノースブレインファーム(株)	興部町字北興	○	○	○	ヨーグルト	
ひがしもこと酪乳館	大空町東藻琴	○	○	○		
美幌高等学校	美幌町字報徳	○		○	発酵乳	
ブルーグラスファーム	雄武町字北雄武		○	○		
(有)富田ファーム	興部町字宇津	○	○	○	ヨーグルト	
(有)バイランドデリー	興部町字北興		○		バター、クリーム	
流水の丘カンパニー 乳加工場	網走市大曲		○		牛乳豆腐、チーズ菓子	
若里ジャージーミルク工房 ARVO	佐呂間町字若里	○		○	発酵乳	
北海道家庭学校 バター・チーズ工房	遠軽町留岡		○		バター	
Casochi牛乳工房	滝上町滝下	○				
ミルクデザイン株式会社 乳製品工場	西興部村上興部	○	○	○	バター、クリーム、発酵乳	
Cafe&Deli Luka (カフェアンドデリ ルカ)	津別町共和		○			
ミルククラウンアイスクリーム工場	北見市端野町			○		
湖畔のチーズケーキ工房	網走市能取				菓子	
うしり	雄武町字北雄武	○			菓子	

※休止中の施設は除く

出典：オホーツク総合振興局農務課調べ



## トピックス④【第2回 オホーツク・ビーンズセミナーの開催】

振興局では、オホーツクの農業・農村・農畜産物の魅力を再発信し、認知度や付加価値の向上に取り組むことを目的とした、「オホーツクめぐりテロワール魅力発信事業」を実施しています。

オホーツク地域では、大豆、小豆、金時、白花豆やとら豆など多様な豆類が栽培されており、近年では作付も増え、豆類は畑作物の中でも重要な作物となっています。

管内で生産された豆類の紹介や料理方法を広く一般の方々へお伝えし、家庭でより豆類を消費していただきたいことから、2月10日（金）に第2回 オホーツク・ビーンズセミナーを開催しました。（オンライン併用）

遠軽町出身で豆料理の素晴らしさを札幌より発信されている料理家の辻本 宜子氏を講師に迎え、管内の豆やもち米等を使用したレシピの紹介、豆の栄養などについて講演いただきました。

セミナーの参加者からは、「レシピを活用し、家族の健康作りに役立てたい」、「豆の生産量も全道第2位で、これからのブランド化に期待」などの意見が寄せられました。

引き続き、オホーツクの農業・農村・農畜産物のPR・消費拡大に取り組んでまいります。

**第2回 オホーツク・ビーンズセミナー** 参加無料

**もっと知ろう豆料理ともち米のこと**

オホーツク産豆類等の旨みや消費拡大を行うことで、豆類の魅力を再発信し、認知度向上につなげることを目的として、本セミナーを開催いたします。

参加された方全員に、レシピ集、炊飯器で作る高品質の材料等をプレゼント！

**日時** 令和5年2月10日（金）  
13:30～16:00（終了予定）

**場所** 会場とWEBの同時開催いたします。

会場に参加された方には、管内の豆やもち米を使用した豆パンと大福の試食を用意しています。

**会場**：北見市民会館 実習室（定員30名程度）  
（北見市常盤町2丁目1-10）※ 先着順

**WEB**：Zoom使用

※ パソコンやタブレット等とインターネット接続環境が必要です。  
前日までに、接続URL等をご連絡いただいたメールアドレスに送付いたします。

**内容**

**講演：「もっと知ろう豆料理ともち米のこと」**  
辻本 宜子さんを講師に、豆類、もち米等の栄養やレシピ紹介をしていただきます！  
（レシピ紹介では2品ほど、実演を予定）  
※ 実演した料理の試食は予定していませんので、ご了承ください。

別紙の参加申込書によりFAXまたはメールでお申し込みください。  
**申込締切：令和5年2月3日（金）**

問い合わせ先  
オホーツク総合振興局産業振興部農務課（担当：角谷）  
TEL：0152-41-0780

【主催】：オホーツク総合振興局  
【後援】：オホーツク農業協同組合連合会  
【協力】：ホクレン農業協同組合連合会北見支所

講師  
料理家  
（料理研究家、食の研究者）  
辻本 宜子氏



実演によるレシピ紹介の様子（会場）



実演した料理2品

（左から）きたロツソと豚肉の煮込み、  
小豆ときたロツソのポタージュ

## Ⅸ 農業農村整備事業

### 1 事業の概要

農業農村整備事業は、農業の生産基盤と農村の生活環境の整備を通じて、農業の持続的発展、農村の振興を図り、「食」の安定供給の確保や農業・農村が有する多面的な機能を発揮するため、生産基盤の整備と地域の特色を生かした農村整備を進める事業です。

具体的には、農業用排水施設や農業用道路の整備、農地の区画整理、農地の改良（暗きょ排水・客土・石礫の除去・土壌の改良）、自然災害の防止・復旧などを行い、安全・安心な農畜産物の提供と生産性の向上を目指します。

さらに、営農用水や農業集落活性化施設、農業集落排水施設、都市農村交流施設などの整備を行うことによって農業集落の生活環境を整え、都市と農村の交流を促進し、農業の振興を通じた総合的な農村の活性化を目的とします。

また、近年では、事業のトータルコストの低減、農業以外の多面的機能、環境との調和への配慮など、農家のみならず地域住民にも理解が得られるような事業の実施を推進しております。

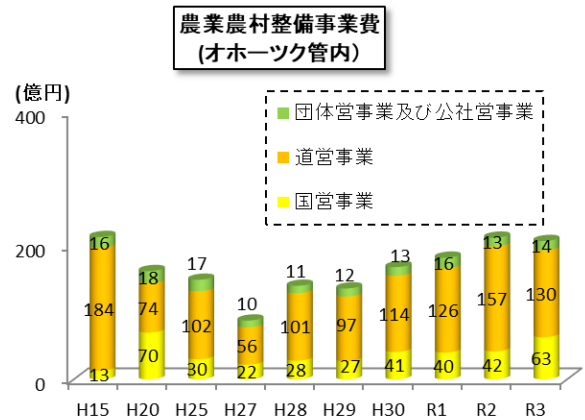
オホーツク管内は、水田、畑作、野菜、酪農といった様々な農業形態が混在しているところですので、それらに対応する農業農村整備事業も多種多様ですが、畑地や草地の整備が大きな割合を占めています。

事業名	事業目的
水利施設等保全高度化事業（畑地帯担い手支援型） 水利施設等保全高度化事業（畑地帯担い手育成型）	畑作・酪農経営の合理化を図り、農業生産性の向上、農業構造の改善を図るための総合的な整備を実施する。
農地整備事業（経営体育成型）	水田地帯において、将来の農業生産を担う経営体の育成を図りながら、生産基盤の整備を実施する。
農地整備事業（通作条件整備）	大型農業機械の導入による生産の効率化や農産物流通の合理化による農業経営の安定及び良質な農産物の安定供給を可能とするとともに、農村地域における日常生活上の交通便益の増進を図るため、基幹となる農道の新設または改良を実施する。
草畜産基盤整備事業（草地整備型） 草畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）	自給飼料の低コスト生産や農作業の効率化など、生産性の高い畜産経営の展開を図るため、地域における草地その他の畜産基盤の総合的な整備を実施する。
水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設整備型）	水利用の安定と合理化及び農産物の品質向上と農業生産の安定化を図るため、農業用排水施設等の整備を実施する。
農村地域防災減災事業（ため池等整備事業）	施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、ため池や農業用排水施設等の補修、改築を行い、農村地域の防災力・減災力の向上を図る。
地域用水環境整備事業	農村地域における生活空間の質的向上を図るため、水路、ダム等の農業水利施設の保全または地域用水機能の維持増進に資する整備等を実施する。
中山間地域総合整備事業	中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を実施する。
海岸保全施設整備事業	国土の保全と農業経営の安定を図るとともに、海岸法に基づき、保全施設の新設または改良を行い、高潮侵食などから海岸の背後農地を保全する。

## 2 事業費の推移

農業農村整備事業は、どこが主体となって事業を行うかによって国営事業、道営事業、団体営事業（市町村、農協等）、公社営事業（農業公社）等に分類され、事業規模や役割が大きく異なり、受益農家や農協、市町村等が要望する内容によって事業が選択されます。

令和3年はオホーツク総合振興局管内において、国営事業7地区（63億円）、道営事業66地区（130億円）、団体営事業及び公社営事業47地区（14億円）の合計120地区（207億円）が実施されました。



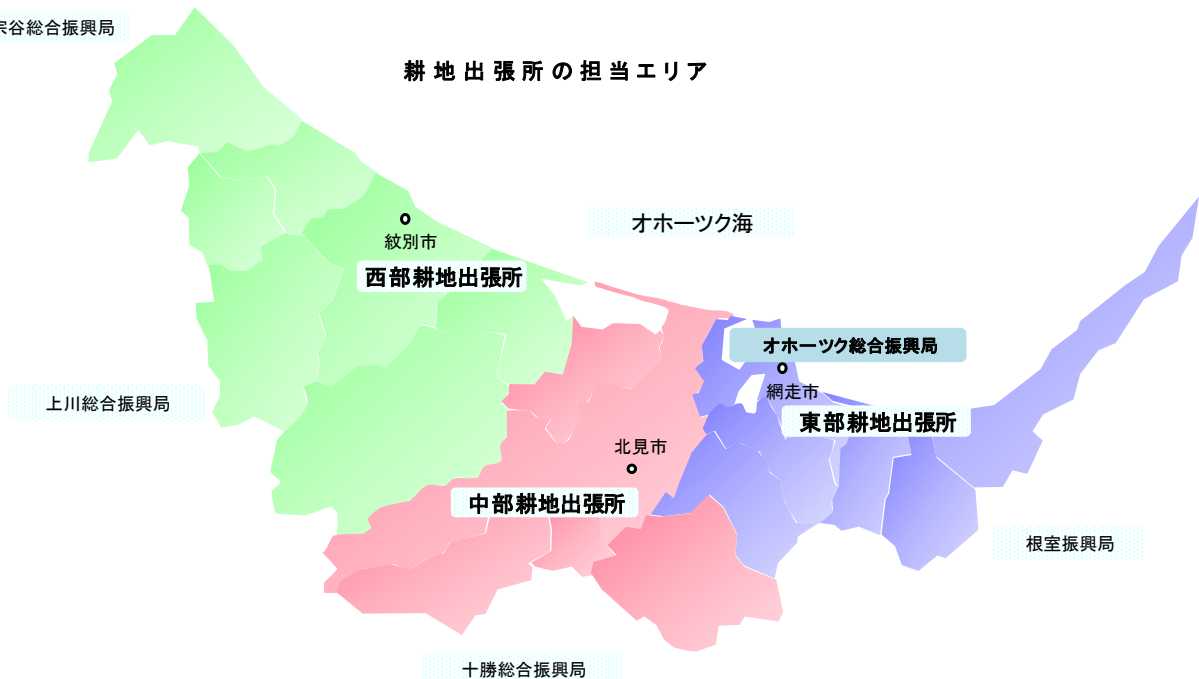
## 3 事業の担当

農業農村整備事業のうち道営事業の実施に当たっては、管内を3地域に区分し、それぞれ東部、中部、西部の耕地出張所が担当しています。

耕地出張所の主な業務は、受益農家への対応、地元市町村との連絡調整、工事の実施に必要な調査、測量、設計、積算及び工事監督などであり、地元市町村、農協、土地改良区の協力を得ながら事業を進めています。

宗谷総合振興局

### 耕地出張所の担当エリア

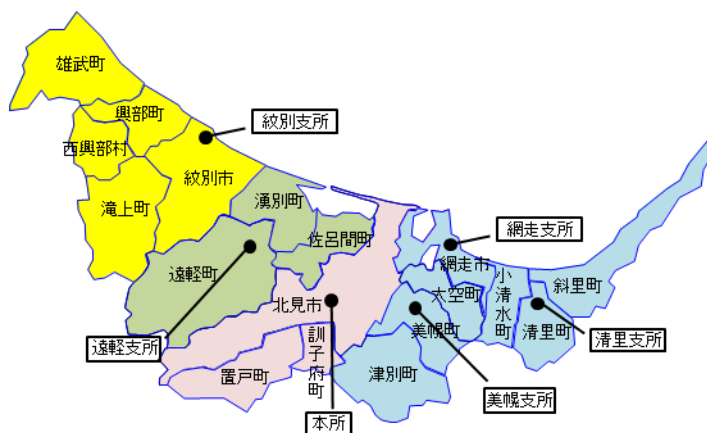


## X 農業関係機関

### 1 網走農業改良普及センター

農業者に対し、普及指導員（\*）が、農業経営、農村生活の改善に関する知識及び技術の普及指導や情報提供を行っています。また、新規就農を促進するための情報提供、相談も行っています。

平成 18 年 4 月からは、広域指導体制を一層推進することとして、広域的な機能を担う「本所」と、より地域に密着した活動を行う「支所」のネットワークによる機動的な体制を構築して活動を展開しています。



#### 令和 4 年度 網走農業改良普及センターの普及活動方針

オホーツク管内の農業において、「担い手の減少」「農業者の高齢化」「労働力不足」が叫ばれて久しく経ちます。この問題は土地利用型農業地帯であるオホーツク管内では、規模拡大を志向する農業が多い中であって、各自治体における課題として具体的改善に着手している状況となっています。その中でも個別経営体での面積規模は上限に近づいており、後継者確保と育成においては、さらに対応を強化すべき時期となっています。多様な担い手を育むことが農業振興の命題であり、個別経営を活かしながらも経営手段としての法人化、協業化組織を組み合わせた経営体への移行を、選択肢として提案します。また、管内で活発に取り組まれている若手農業者や女性農業者による活動に対しても、引き続き支援を行います。

生産力は技術普及を通して向上していますが、直面する課題として低コスト化、省力化への取組が必要であり、ICT 農業等の導入を積極的に推進する必要があります。安全・安心で信頼される農産物供給は普遍的な理念として啓発しつつ、論拠となるクリーン農業推進、生産工程記録をさらに進めることが必要です。また、安定供給できる産地づくりでは、基礎技術の徹底と栽培環境整備を重視しながら、今後とも生産技術普及に取り組めます。

農業は農畜産物供給だけでなく、所得確保を目的に高付加価値化が取り組まれているところです。管内では先進的起業農業者はいるものの、6次産業化を含めて試行段階が一部で見られる程度となっています。所得向上には如何なる高付加価値化の手段を講じるべきか、志向農業者と検討着手し、また新たに農業者への動機づけにも努めます。魅力ある農業地帯として外部からの来訪意欲を喚起する提案、支援活動を行います。

最も重要なのは、地域農業の展開においては、地元農業者が知恵を出し合い、それを農業者の具体的な行動力で進めることとあります。普及はその中に身を置きながらも農業者、関係機関と協働意識を持ち、農業者の前向きな意識変革をもたらすために、広い視野で捉えた積極的な展開のための提案、活動支援、技術普及、結果検証を行います。

## \* 普及指導員

農業改良助長法に基づき、直接農業者に接して農業経営の改善などに関する技術と知識の普及を行うため、国家資格を持った「普及指導員」が都道府県に配置されています。

「普及指導員」資格を取得するためには、一定期間の普及指導に関する実務経験が必要ですが、北海道では、大学（大学院）卒業者を採用し、全道 45 か所の農業改良普及センターに配置して、2年間、普及指導の実務経験を積み、国家資格を取得する方法をとっています。

## 2 網走家畜保健衛生所

業務の内容は、大きく次のとおりです。

- ① 指 導 事 業：慢性疾病対策や動物用医薬品の適正使用により、生産性阻害要因を除去し、生産性を向上させ、安全な畜産物を供給するための衛生指導
- ② 予 防 事 業：家畜伝染病予防法に基づく伝染病の発生予防・まん延防止
- ③ 病 性 鑑 定：疾病原因究明のため、迅速な診断を行い、疾病による被害を最小限に止めるとともに、他の機関に対する新しい病気の専門的な知識の普及などによる疾病の発生予防
- ④ B S E 検 査：牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく死亡牛検査による B S E の清浄性維持確認と汚染状況や B S E 対策の効果の把握

課 名 等	主 な 業 務 内 容
指導課	家畜衛生情報収集、家畜生産性阻害要因調査・指導、薬事立入検査、動物用医薬品の適正使用指導、H A C C P 方式に基づく生産段階における衛生対策の確立、放牧牛衛生検査、抗菌性物質残留事故対策、広報誌の発行など
予防課	家畜伝染病予防法に基づいて実施する家畜の検査（牛の結核病・ブルセラ病・ヨーネ病、馬伝染性貧血、蜜蜂の腐蛆病など）、家畜伝染病（口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザなど）発生時または発生を疑う場合の防疫対応、輸移入家畜の着地防疫。飼養衛生管理基準の遵守状況の監視、指導など
病性鑑定課	家畜疾病の病性鑑定（細菌、ウイルス、病理、生化学、寄生虫）、地方的特殊疾病の究明、病性鑑定技術講習会など
B S E 検査室	特定症状牛、48 か月齢以上の起立不能牛、96 か月齢以上の死亡牛の B S E 検査

### 3 地方独立行政法人北海道立総合研究機構北見農業試験場

道内には農業研究本部傘下の試験場として、6つの農業試験場（1支場）と畜産試験場、花・野菜技術センターが設置されています。このうち訓子府町にある北見農業試験場では、主に畑作物（麦類、馬鈴しょ、てん菜、豆類）、園芸作物（たまねぎ）及び飼料作物（牧草、とうもろこし）などを担当し、オホーツク地域の寒冷な気象条件、かつ火山灰土や泥炭土、重粘土の改良を必要とする土壌が多い地域特性を背景に、新品種の育成や作物の栽培法、土壌改良や病害虫の防除法等の研究を通じて、地域に適した合理的な農業を確立するための試験研究を行っています。

これまでに育成した代表的な品種は、小麦では「きたほなみ」、「はるきらり」、「きたさちほ」、「つるさち」、馬鈴しょでは生食用の「スノーマーチ」、「ゆきつぶら」、「さやあかね」、でん粉加工原料用の「コナユキ」、「コナユタカ」、油加工用の「オホーツクチップ」、「リラチップ」、たまねぎでは「収多郎」、加工用の「えぞまる」、「ゆめせんか」、「カロエワン」、「すらりっぷ」、牧草（チモシー）では「なつさかり」、「なつちから」、「なつぴりか」などがあります。

## XI 農業関係団体

### 1 農業協同組合

管内には14の総合農協があり、組合員の経営安定と生活向上のため、営農指導、販売、購買、信用、共済等各種の事業を通じ、地域農業の発展に大きな役割を果たしています。

しかし、農協をめぐる状況は、組合員の減少、高齢化に加え金融の自由化による信用事業収益の減少など厳しい状況にあり、これらに対応していくために農協改革の実践、並びに農協合併等による組織基盤の強化が求められています。

### 2 オホーツク農業協同組合連合会

管内の単独の農協だけでは、取り組むことが難しい課題への広域的な対応や共同利用施設の運用を通じて、地域の振興や組合員の経済状況の改善を目的に昭和23年に設立されました。平成29年から現在の名称に変更されています。

#### ○ 農産物検査センター

農業の国際化が進展する中、食品の偽装表示問題、中国産輸入農産物の残留農薬等を契機とした国民の「食の安全・安心」に対する関心の高まりに積極的に対応し、オホーツクブランドとしての産地確立に向けた取組の推進や、独自の残留農薬自主検査体制を確立するため、平成16年10月から、たまねぎ、馬鈴しょを中心に検査を実施しています。〈※検査処理能力：年間920点（4点/日）〉

## ○ オホーツク地域化製場

平成13年9月の我が国初のBSE発生以降、これまで飼料用、肥料用に利用されてきた肉骨粉等の使用が禁止されました。このため、農業団体は管内の酪農、畜産農家から発生する死亡牛及び死亡畜獣について、透明性が高く、且つ安全で安定的に処理するため、湧別町にオホーツク地域化製場を建設し、平成16年4月より稼働を開始しています。〈※死亡畜獣処理能力：年間5,400t（18t/日）〉

## 3 連合会等

北海道農業協同組合中央会、北海道信用農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会及び北海道農業公社の各支所が北見市の農業会館内にあり、管内農業の発展にそれぞれ大きな役割を果たしています。

また、美幌地方広域農業協同組合連合会（昭和49年設立）及び美幌地方農産物加工農業協同組合連合会（昭和41年設立）の広域農協連が美幌町にあり、青果物の貯蔵、選別及び協同輸送やでん粉の製造等を通じて、組合員の生産コスト低減等に大きな役割を果たしています。

## 4 土地改良区

管内には、4つの土地改良区があり、ダム、頭首工、農業用水路等の土地改良施設の維持管理、農業用水の利用調整、農業生産基盤の整備などの事業を通じて、地域農業の振興に重要な役割を果たしています。

## 5 北海道農業共済組合オホーツク統括センター

農業者が自然災害や不慮の事故によって受ける損害を補填し、且つ、損害防止活動を通じ、被害率の低下に努め、農業経営の安定、存続に大きく貢献しています。

なお、管内においては、農作物共済（水稻、麦類）、畑作物共済（てん菜、馬鈴しょ、豆類、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ）、園芸施設共済、家畜共済など、ほとんどの主要作物等について共済事業が実施されており、農業者の保険需要に適応した事業推進が図られています。

## 6 公益財団法人オホーツク地域振興機構

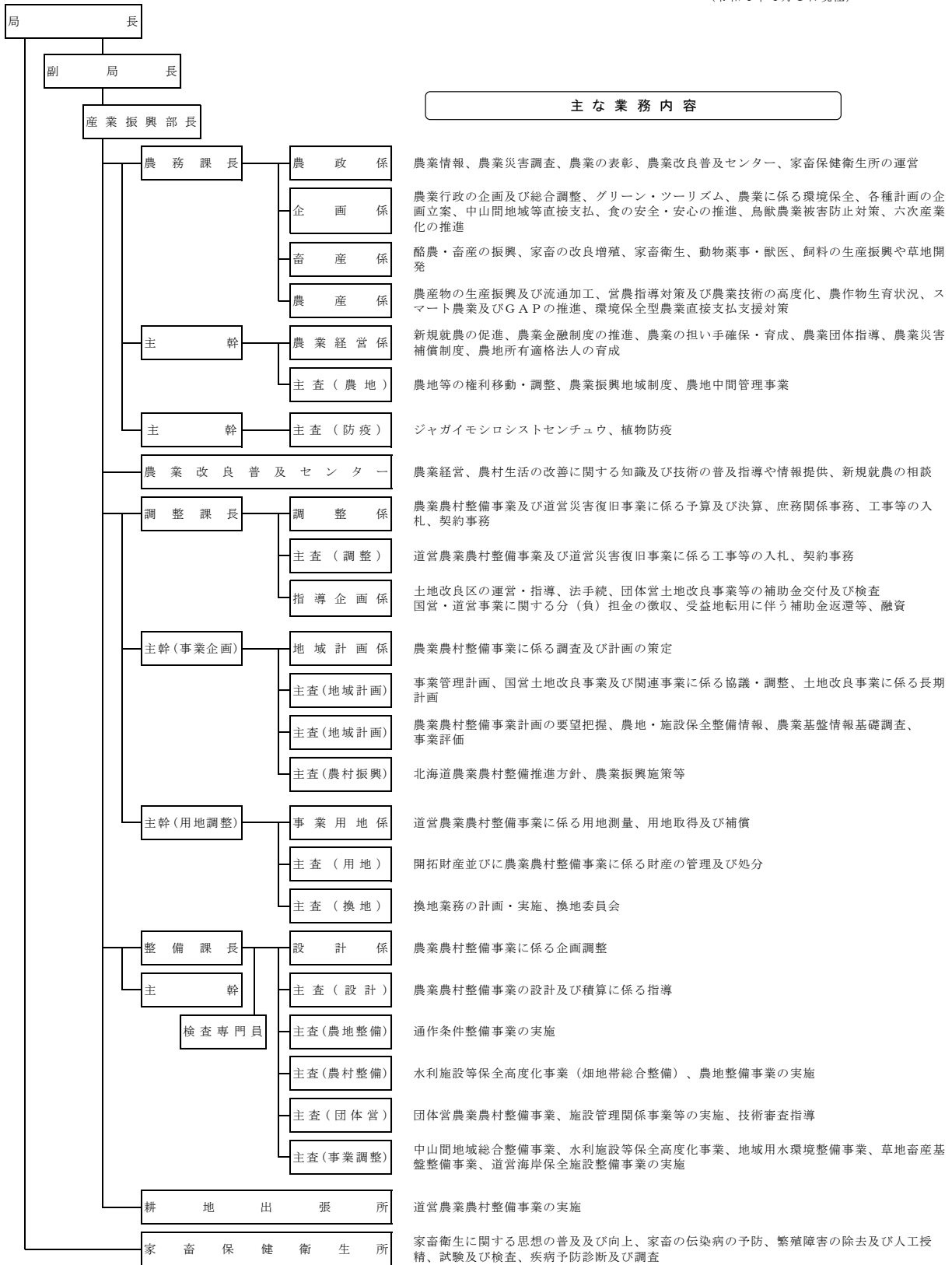
オホーツク地域では、恵まれた自然環境や豊かな農水産物を生かして、農林水産業を基幹に発展してきましたが、近年、経済の国際化が急速に進み、地域産業の高度化が重要な課題となっています。

公益財団法人オホーツク地域振興機構は、こうした課題に取り組むため、市町村、関係団体、企業等の力を結集し、地域産業の振興を図り、活力ある地域社会の形成に貢献することを目的として、平成5年に設立されました。

農業を中心とした一次産業と食品工業や流通業など、二次、三次産業との結びつけを強め、地場製品の販売促進を通じて、ビジネスチャンスの拡大と地域の活性化を目指すとともに、北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの運営、地場の農水産物を活用した食品加工技術の開発等を行っています。

# XII オホーツク総合振興局農業関係部署の概要

(令和4年4月1日現在)







写真：日の出と流氷（雄武町）



編集・発行 北海道オホーツク総合振興局産業振興部

〒093-8585 網走市北7条西3丁目

TEL：0152-41-0780(農務課企画係)

FAX：0152-44-0240

URL：<https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ss/num/>